

議 長 日程第6「議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化し、従来の被保険者証を廃止することについて、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、従来の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法の一部が改正されることとされたため、町条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、令和6年12月2日から従来の被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法に規定のある被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除され、条項の移動に対応するため、第9項を第5項に改め、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合の罰則部分について改めるものです。

それでは、議案を2枚進んでいただき、3枚目の参考資料1、新旧対照表により説明させていただきます。右側の現行1つ目の下線部「第9項」を左側の改正案では「第5項」に改めます。これは、健康保険法に規定のある被保険者証の返還を定める条文及び返還義務に応じない場合の罰則に関する条文が削除され、条項の移動に対応するものでございます。

右側の現行2つ目の下線部「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を左側の改正案では「、又は虚偽の届出をした場合」に改めます。従来の被保険者証が廃止されるため、保険税を滞納していることにより被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合について改めるものでございます。

恐れ入ります。1ページお戻りいただきまして、2ページ目の改正文をお願いいたします。改正文の中ほど、附則でございます。第1項、施行期日は、令和6年12月2日からとすること。第2項では、経過措置として、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨の規定をするとともに、令和6年12月2日に現に被保険者証を交付されている世帯主が令和6年12月2日以降保険税を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によることを定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 9 番 井 上 1点確認をさせていただきます。2ページ目のですね、経過措置のところなんですけれども、後段のですね、なお従前の例によることとされる場合というところがありまして、12月の2日時点で被保険者証が交付されているものについては保険税等の滞納によった場合はですね、その保険証を返還することとされるんですけれども、でもその場合ですね、被保険者証を返還をしてもですね、マイナンバーカードでその被保険者証の代わりとするですね、医療を受けられることができるというふうに思うんですけれども、そこについてはどのような対応をされるのかをお伺いをいたします。
- 町 民 課 長 ただいまの御質問ですが、令和6年12月2日以降、従来の紙の被保険者証を発行されている方が滞納した場合ですが、返還してもマイナ保険証がありますので、そちらで医療は受けられるんですけれども…受けられることになります。
- 9 番 井 上 ですからね、今までは被保険者証を返還することによって、そこでですね、短期被保険者証の交付とかというふうな対応をされたわけですよね。でも、今回は12月2日以降でそういった場合にですね、マイナンバーカードのほうの取

扱いが例えば短期しかね、そういった被保険者証として利用できないような仕組みになるのか、そうじゃなく、一般の滞納している場合としてない場合にかかわらず、同一の取扱いとなるマイナンバーカードの機能としての被保険者証ということになるのか。そこのところをお伺いをしたわけです。よろしくお願ひします。

町 民 課 長 すみません、説明が足りず申し訳ありません。従来の紙の被保険者証のように、有効期限を短くする、いわゆる短期証のような、そういった措置はマイナンバーカード…マイナ保険証のほうではできませんので、医療を普通に受けられることになります。

9 番 井 上 分かりました。じゃあ確認なんですけれども、じゃあマイナンバーカードのマイナ被保険者証となった場合には、そういったですね、未納による本人に対する期間的な制限は何もないと、これからはなくなりますよということだというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

町 民 課 長 おっしゃられたように、短期証の規定がなくなりますので、はい、滞納によるペナルティーはないことになります。

9 番 井 上 終わります。

議 長 よろしいですか。

1 2 番 寺 嶋 何点かお尋ねします。今の括弧積みの現在の紙の健康保険被保険者証は、最長、今の使える、今のはね、いつまで使えるのかというのが1点です。有効期限ですね。

それで、あとはマイナカード、マイナンバーカードが取らなくて、取らない人は、今度は資格確認証を発行するという事になっているようですけども、現在その状況はどうなっているのか。

それと、それでですね、この資格確認証の期限というのも、これも期限というのがあると思うんですけども、その辺はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

町 民 課 長 現在の紙で発行されている被保険者証ですが、12月1日までに発行されるものは令和7年、来年の7月31日までが最長の有効期限のものが発行されており

ます。

あと、資格確認証…マイナンバーカードをお持ちでない方や、またはひもづけを、被保険者証とひもづけをされてない方はどうなるのかという御質問ですが、被保険者証、マイナンバーカードを持ってない方や被保険者証とひもづけをされてない方は、来年の7月31日までは現在の紙の被保険者証が発行されていますので、それを提示して、今までと同じように医療を受けることができます。

あと、資格確認証についての御質問ですが、12月2日以降に新たに被保険者になられる方や、または現在発行されていても紛失等、なくしてしまったりして再発行される方、12月2日以降に新たに発行しなければいけない方は、被保険者証の従来の紙の被保険者証は発行ができなくなりますので、そういった方には、そういった方でマイナンバーカードとひもづけをされてない方には、資格確認証が発行されます。

あと…ごめんなさい、有効期限は令和7…被保険者証と同じで、令和7年7月31日までのものが発行されることとなります。以上でございます。

12番 寺 嶋

現在の紙の健康保険証は、その有効期限が今、記されていますけども、その有効期限だということ、分かりました。

あとは、資格確認証ですけども、マイナカードを使わない人はね、に発行されるということ、最長1年と、7月か。7月31日、令和7年ということなんですけどもね、これはですね、有効期限はあるんですけども、更新が過ぎたら、更新がいくとですね、これ、今の紙の健康保険証、現在の制度だと、有効期限が切れて新しい年度になる前に、新たに来年度の、次の年度の健康保険証が発行、これは発行されるのは自動的に町のほうがね、発行してくれるんですけども、今度は資格確認証は更新が必要な場合は、これ、申請になるんでしょうかね。その辺のことがね、やっぱり今の健康保険証をなくす、なくなったら不安だという方もね、いらっしゃいますので、その辺についてお聞きします。

あとは、資格確認証はですね、身分証明書の一つの手段として、これは使えなく、身分証明書としては使え…できなくなるんですよ。健康保険証、今の

健康保険証は身分証明書の一つの一助として使えますけども、この資格確認証は身分証明書にはならないんじゃないかと思うんですけど、その見解についてお伺いします。

町 民 課 長 資格確認証の有効期限後の更新についての御質問でございますが、こちらはまでの被保険者証と同じように、資格確認証を発行されている方には有効期限前に送付するような仕組みで考えております。

もう一つの質問ですが、現在、従来の紙の被保険者証のほうは、身分証明書の一つとなっておりますが、資格確認証もそのようになるのかという御質問ですが、そちらのほうは現在、国のほうに確認をしているところで、ちょっとまだはっきり回答は出てなかったと思います。

議 長 よろしいですか。ほかに質問ございますか。

8 番 田 代 先ほど国保税滞納者に短期保険証が今まで発行されていたと。それがマイナンバーカードになると、短期保険証が廃止されますが、そのまま今の保険証で同様なサービスを受けられるということなんですけれども、一つの考えとして、短期保険証を発行することは、少しでも滞納額を減らすために、発行のたびにね、滞納額を納入するよう担当課が説得してたと思うんですよ。それがなくなってしまうと、正直に納付されている方と滞納されている方が平等に受けられる。すごい不平等のような感じが私はします。そこで、国としてはどういう考えでそういう手法をとられたのかね。そのことについてお知らせください。もし分からなければ結構です。

町 民 課 長 保険税を滞納されている方への現在のような短期証がマイナ保険証ではそういったことができなくなりますので、きちんと保険税を納めている方との不公平感といいますか、そういったことの御質問かと思えますけれども、おっしゃられるように今まで保険証を使いたくて短期証のたびにきちんと…きちんとというか、そのたびに納付されている方がいらっしゃって、それが効果があったことはおっしゃるとおりかと認識しております。それに、そういったことを今度からすることができなくなりますので、担当といたしましては滞納整理の強化はもちろんなんですけれども、例えばそういった方が医療にかかって、高額

療養費等出た場合は、それは今までと同じように保険税のほうに振り替える等のそういった措置を講じてまいりたいと思います。あとは、滞納処分等を今までもやっていたんですけれども、そういったことを強化していくようにしたいと考えております。

8 番 田 代 高額医療者に対しては、ある程度ペナルティ的なものはあると。それ以外の方はサービスを受けられてしまうと、そういうことでよろしいですね。滞納整理、大変だと思いますけれどね、切り札となる短期証がなくなってしまうので、その辺は少しでも国保税の滞納が少なくなるよう、担当課の御尽力に期待して質問を終わります。

議 長 よろしいですか。ほかには。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。